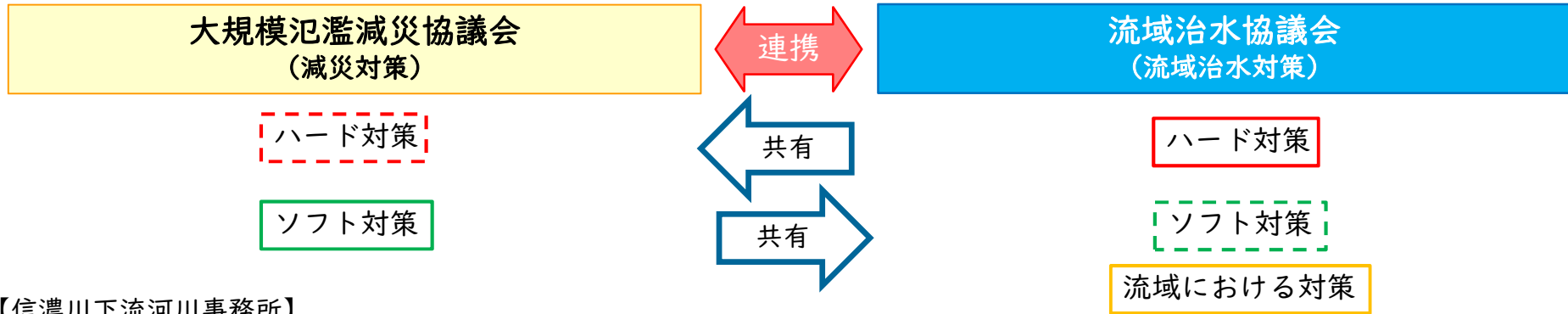


両協議会における役割及び運営方法の見直し(案)

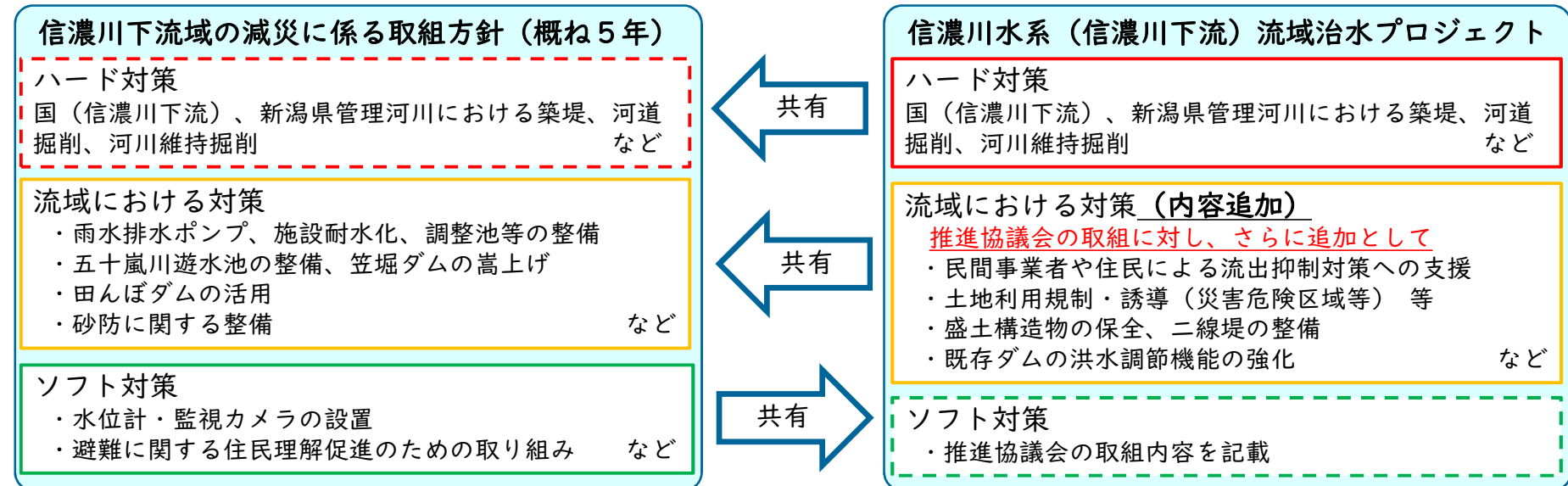
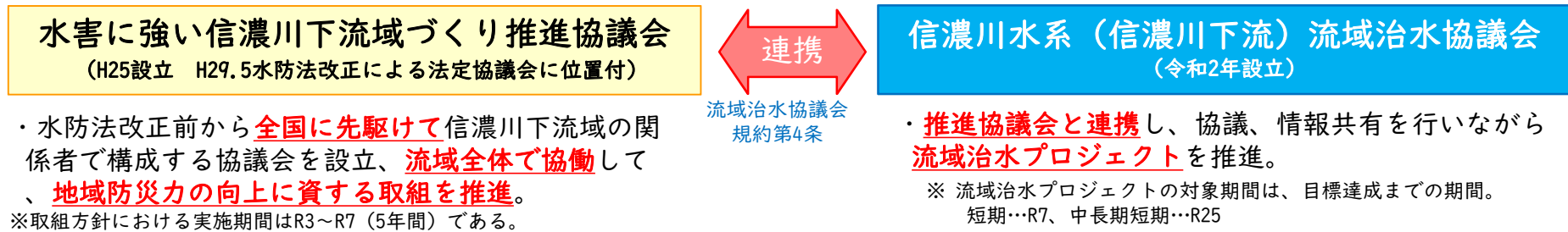


資料1

【信濃川下流河川事務所以外】



【信濃川下流河川事務所】



- ❑ 信濃川下流では、水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会でハード・ソフト・流域対策の検討を「取組方針」として、作成・共有・フォローアップしてきた。
- ❑ 流域治水協議会では「流域治水プロジェクト」を策定し、このプロジェクトに基づき各取組を推進してきた。
- ❑ 「取組方針（取組期間R3～R7）」と「流域治水プロジェクト（公表R3.3）」は類似又は重複する取組が複数あるなど両協議会は関連性があり、会員（委員）が同一であることから、同時開催することとしたい。

水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会

想定最大規模降雨により信濃川下流域が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進。
(減災に係る取組方針の作成、フォローアップ)

信濃川下流域の減災
に係る取組方針

ハード対策

ソフト対策

流域における対策

流域治水協議会

信濃川下流域で行う流域治水の全体像を共有・検討（流域治水プロジェクト策定・フォローアップ）
協議会の実施にあたっては推進協議会と連携し共有・検討する

流域治水プロジェクト

氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策

被害対象を減少させるための対策

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策